

COMPASS

3

2018.March
VOL.384

大分県の中小企業と組合のための情報誌

■特集

平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の公募について
平成29年度労働事情実態調査(大分県要約版)

■がんばる組合探訪記

企業組合都松地区特産品振興会

■ニュースフラッシュ

29年度補正／30年度中小企業・小規模事業者関係予算・税制改正
中央会青年部会研修会を宮崎と合同開催しました
宮崎レディース中央会との交流会を開催しました
知って得する企業組合セミナーを開催しました
医療事故調査制度における協定が締結されました
CIO育成のための専門家派遣を行います

■情報連絡員レポート

■点と線

おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合 理事長
社会保険労務士 工藤 和義 氏

■月間ベストセラー

大分県中小企業団体中央会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号(大分県中小企業会館4階)
TEL.097-536-6331 FAX.097-537-2644
URL: <http://www.chuokai-oita.or.jp/>



平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援補助金」の公募について

平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の公募を以下のとおり開始します。

事業概要

【事業の目的】

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

対象要件

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。又は「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

事業の詳細

		補助対象経費	補助上限額	補助率
① 企業間 データ活用型		(機械装置費) (技術導入費) (専門家経費) (運搬費) (クラウド利用費) ※設備投資が必要	1,000万円／者*	補助対象経費の2/3以内 ※連携体は10者まで。 さらに200万円×連携体 参加数を上限額に連携体 内で配分可能
② 一般型		(機械装置費) (技術導入費) (専門家経費) (運搬費) (クラウド利用費) ※設備投資が必要	1,000万円	補助対象経費の1/2*以内 ※生産性向上特別措置法（案）（平成30年通常国会提出）に基づく 先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定 の要件を満たす者は、補助率2/3
③ 小規 模型	設備投資 のみ	(機械装置費) (技術導入費) (専門家経費) (運搬費) (クラウド利用費) ※設備投資が必要	500万円	補助対象経費の1/2以内 (小規模事業者は2/3以内)
	試作 開発等	(機械装置費) (技術導入費) (専門家経費) (運搬費) (クラウド利用費) (原材料費) (外注加工費) (委託費) (知的財産権等関連経費) ※設備投資可能（必須ではない）		

◆ 1～3共通 生産性向上に資する専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

補助率2/3以内の要件	
「一般型」で一定の要件を 満たす先端設備等導入計画 の認定取得事業者	地方自治体が生産性向上特別措置法（案）（平成30年通常国会提出）に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置すること（①条例の制定、②導入促進基本計画の策定）。さらに③当該自治体において当該特例の対象であり、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を取得すること。
「一般型」で一定の要件を 満たす経営力革新計画の承 認取得事業者	3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たり付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成29年12月22日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けること。
「小規模型」で申請する 小規模事業者	（中小企業者の範囲及び用語の定義）この法律において「小規模事業者」とは、おおむね常時使用する従業員※の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

※中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」を従業員と解されています。

公募期間

受付開始：平成30年2月28日（水）
締切：平成30年4月27日（金）〔当日消印有効〕
※提出は中小企業庁が解説した支援ポータルサイト
「ミラサポ（<http://www.mirasapo.jp/>）」での電子
申請又は補助事業の実施場所に所在する地域事務局へ
の郵送となります。

（申請書受付先・お問合せ先）

「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」申請窓口
大分県地域事務局（大分県中小企業団体中央会）
住所：〒870-0026
大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館4階
TEL：097（513）1330 FAX：097（538）5040

平成29年度 労働事情実態調査(大分県要約版)

大分県中小企業団体中央会では、県内の労働事情を把握し適正な労務管理に資することを目的として、労働事情実態調査を実施しました。今回実施した調査結果より、一部を抜粋して掲載いたします。

今回の調査へご協力いただいた事業者様に深く感謝申し上げます。

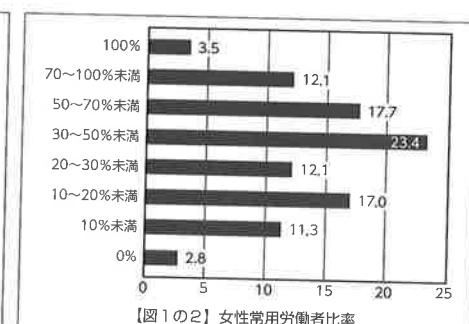
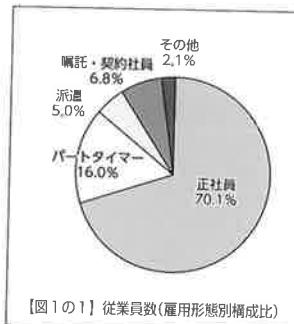
(1) 従業員数の状況

従業員数の状況について【図1の1】の結果となった。

正社員の比率が70.1%と最も高く、大分県では7割以上の従業員が正社員として労働している。次いでパートタイマー16.0%、嘱託・契約社員6.8%、派遣5.0%と続いた。

女性常用労働者比率は【図1の2】の結果となった。

「30~50%未満」が23.4%と最も高く、「50~70%未満」が17.7%、「10~20%未満」、17.0%と続いた。なお、女性常用労働者が100%と答えた事業者は3.5%、反対に0%と答えた事業者は2.8%だった。

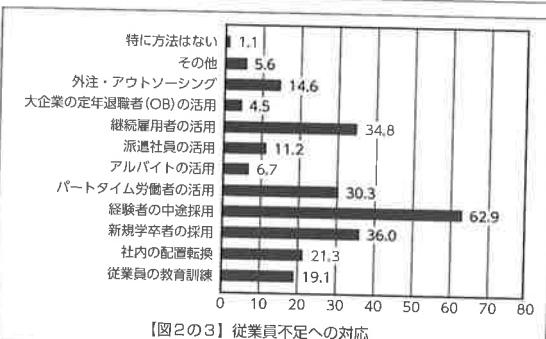
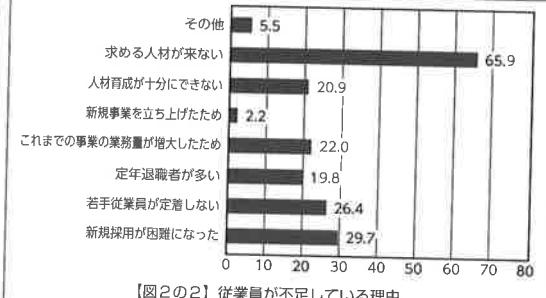
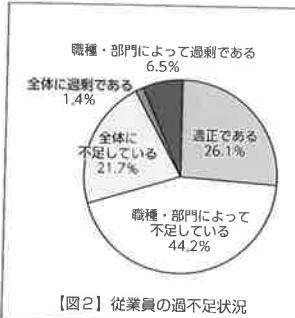


(2) 従業員の過不足状況

従業員の過不足状況については【図2】の結果となった。

「全体に不足している」、「職種・部門によって不足している」を合わせると約7割弱の事業者が不足していると答えるなど、人材不足の傾向がみられる。

反対に「全体に過剰である」、「職種・部門によって過剰である」と答えたのは全体の1割にも満たなかった。

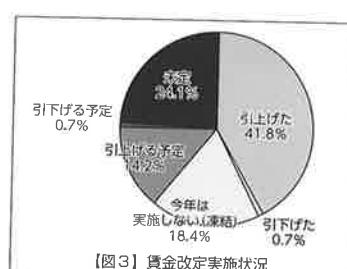


(3) 賃金改定実施状況

賃金改定実施状況については【図3】の結果となった。

賃金については全体的に上昇傾向であった。実際に賃金を引き上げた事業者、今後引き上げ予定の事業者を合わせると半数以上が賃金の引き上げに前向きである。

その他、「未定」、「実施しない」が4割程度と、引き下げについては全体の1割にも満たなかった。

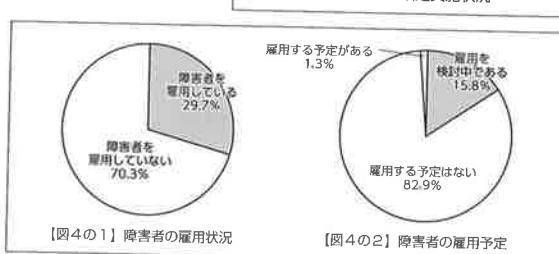


(4) 障害者の雇用状況

障害者の雇用状況については【図4の1】、【図4の2】の結果となった。

【図4の1】を見ると、「雇用していない」が70.3%と7割以上が雇用していない状況であり、障害者雇用が進んでいるとは言い難い状況である。

【図4の2】を見ると、「雇用する予定がない」が8割を超えているが、「雇用を検討中である」、「雇用する予定がある」と答えた事業者が2割弱いることから、少ないながら障害者雇用が拡大している状況である。



がんばる組合探訪記

企業組合都松地区特産品振興会



染矢 勲雄 理事長

組合概要

[理事長]	染矢 勲雄
[設立]	平成29年12月
[組合員数]	7名
[出資金]	350,000円
[主な事業内容]	農産物の加工及び販売
[住所]	〒875-0211 大分県臼杵市野津町大字都原1014番地
[TEL]	0974-32-3196
[FAX]	0974-32-3196

■企業組合設立の経緯

当組合は、平成29年12月18日に臼杵市野津町都松地区において設立されました。設立して間もないですが、都松地区の特産品を売り出そうと精力的に活動を行っています。

もともと、都松地区の地域振興を目的として存在していた都松地区振興協議会が母体となり、エゴマ油や黒にんにくといった特産品の開発等を行ってきましたが、本格的な製造・販売を検討するにあたって、法人格取得の必要性が生じてきました。法人化にあたり企業組合を選んだ理由として、今後の活動にはどういった形態が適しているのか検討していたとき、臼杵市より紹介があり企業組合という法人形態を知ったことでした。その過程で中小企業団体中央会という組合支援を行っている団体の存在を知り、組合制度について色々と説明してもらった結果、企業組合により興味を持つことになりました。というのも、前身が協議会という組織の性質上、社長がいて社員がいる会社組織よりも、組合員が平等であり、誰でも加入できる企業組合制度がこれから活動には適していると感じたからです。それから企業組合設立に向けて動きだし、中央会の支援もあって無事設立することが出来ました。



法人化により開設した「都松エゴマ搾油所」



■都松の特産品を生み出したい

当組合の主な事業は農作物の加工及び販売で、中心となる商品はエゴマ油、甘茶、黒にんにくです。「過疎と高齢化率の高い地域性から、健康づくりと地域の活性化」の必要から、「特産品を作るなら、体に良いものを作つて多くの人に健康になってもらいたい。」と、協議会メンバーが一致団結し、大分県の補助事業による試験栽培を経て、試行錯誤を重ねながら商品化に成功しました。

組合の商品を売り出す第一歩として、黒にんにくをふるさと納税の返礼品として限定100セットで出品したところ、3週間足らずでほぼ完売となりました。返礼品の発送時に同封したアンケートでは、「おいしい」、「また食べたい」、「通常販売してほしい」といった声が上がり通常販売も行つようになりました。

県と臼杵市の補助金を用いて、搾油機の導入と既存施設をリフォームした施設です。これによつて、念願だつた地区でのエゴマの生産・加工・販売の一貫体制が構築できました。今後、積極的にPRしていき本格的な販売を開始する予定です。

■今後の組合の展望

まだまだ立ち上げたばかりでこれからという状況ですが、当組合の扱つている商品は栽培から加工まで徹底したこだわりを持っています。それらを前面に出して都松地区の特産品としてのブランド確立をしたいと考えています。そのためにも、今後は法人ならではの強みを生かして、販路開拓、生産規模の拡大、人材育成に力を入れていくつもりです。

染矢理事長は、「都松といえばエゴマ油、黒にんにく、甘茶を思い浮かべられるようになれば、更には健康づくり、高齢者の生きがいづくりを通じて都松地区の活性化を図っていくことができれば」と願っています。



エゴマ油と黒にんにく

また、エゴマ油は無農薬で栽培したエゴマを組合敷地内で生搾りして製造しています。今年1月に開所した「都松エゴマ搾油所」は、大分

がんばる
組
探訪記

■29年度補正／30年度中小企業・小規模事業者関係予算・税制改正

平成29年度補正予算、平成30年度予算・税制改正が閣議決定し、公表されました。その中から中小企業・小規模事業者の皆様に關係する支援策を一部抜粋してご紹介いたします。詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト「ミラサポ」をご覧ください。

1. 「生産性革命」実現に向けた対応

- ・国内投資（賃上げ・設備投資）加速化
- ・赤字を含む中小企業の投資の強力後押し
- ・IoT投資の抜本強化（コネクテッド・インダストリーズ税制）
- ・迅速かつ大胆な事業再編の促進
- ・事業承継・再編の促進／中小企業の少額資産の特例措置の延長／中小企業の賃上げ支援強化

2. 中小企業の生産性向上・地域経済の活性化

- ・事業承継・再編の促進
- ・中小企業の少額資産の特例措置の延長
- ・中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）
- ・交際費課税の特例措置の延長
- ・赤字を含む中小企業の投資の強力後押し
- 3. エネルギーの安定供給
- ・省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設
- ・電力・ガス供給業に対する収入金課税の見直し
- ・海外投資等損失準備金制度の延長
- ・森林環境税（仮称）の創設
- 4. 国際競争を勝ち抜くための事業環境整備
- ・外国子会社合算税制の見直し（海外M&Aに伴う海外子会社等再編円滑化措置）

■中央会青年部会研修会を宮崎と合同開催しました

青年部会では、2月2日（金）に宮崎県中小企業団体中央会青年部と合同で研修を実施しました。

当日は、臼杵市にて大分県・宮崎県の両県の青年部会員が集合。まず最初に、臼杵造船事業協同組合（臼杵市）を訪問し、下松理事長の案内のものと株式会社臼杵造船所内を視察。大規模な工場の迫力に圧倒されながらも、建設業との相違点を見出したり、地域の観光活性化への活用の可能性などを見出しました。続いて、大分醤油協業組合（臼杵市）を視察。工場設備の所有や製造方法等について詳しい説明を聞きました。最後に、JRおおいたシティ大分駅ビル（大分市）を訪問。大分駅ビルの開業が大分市中心部に与えたインパクトの大きさや、建物のデザインの意図等の説明を受けました。

終了後は引き続き意見交換会を行い、大分県内の事業所の技術力や強み、地域活性化のヒントについて意見を交わしました。



■宮崎レディース中央会との交流会を開催しました

平成29年12月12日（火）、宮崎観光ホテルにて、大分県中小企業団体中央会女性部会と宮崎県レディース中央会との交流会を開催しました。大分県中央会



女性部会からは栗屋会長以下9名が参加し、宮崎県レディース中央会との情報交換等を行いました。開会挨拶において、宮崎県レディース中央会からは、吉田会長より「宮崎県レディース中央会は40周年を迎えたのは先人の積み重ねがあったから。大分県中小企業団体中央会女性部会には着実に年月を積み重ねて欲しいです。」と激励の言葉を頂きました。その後、各県女性部の活動報告、設立経緯、質疑応答が行われ、貴重な情報交換を行うことができました。

■知って得する企業組合セミナーを開催しました

平成30年2月17日（土）、アリストンホテル大分にて、知って得する企業組合セミナーを開催しました。本セミナーでは、まず中央会職員より説明が行われ、その後、企業組合オフィスケイ 代表理事 栗屋しおぶ氏より「着地型旅行の先駆者」、企業組合 Discovery 代表理事 井上元子氏より「フリーランス集団」、Career Voice®代表 山崎美和氏より「パラレルキャリア～多様な働き方で創業する～」、大分県信用組合中小企業支援センター 相澤隆明氏より「資金調達の手法」と、事例紹介、創業に有益な情報等、それぞれのテーマで講演が行われました。



■医療事故調査制度における協定が締結されました

平成29年10月より医療事故調査制度が施行されたことに伴い、全日本葬祭業協同組合連合会と日本医師会との間で協定が締結されました。それに倣い、平成29年12月20日に大分県医師会館において、大分県葬祭業協同組合と大分県医師会との協力に関する協定締結が行われました。当協定では、医療事故発生時に両者が協力して迅速な対応を行うことが確認されました。



■CIO育成のための専門家派遣を行います

中小機構では、ITの活用により経営力アップを図る中小企業に専門家を派遣し、具体的な改善・成果に結び付く“経営のための”情報化のサポートを行っています。

情報化に課題を感じている、経営者様・担当者様、「現場」に合った最適な情報化プランの実現を、一緒に考えませんか?

【事業名】戦略的CIO育成支援事業

【対象】情報化やシステム導入を図りたい、見直したい

中小企業・事業協同組合・企業組合など

【派遣期間】6ヶ月～1年以内（最長2年まで支援可）

【派遣回数】平均月2～3回程度

【派遣する専門家】

CIO (Chief Information Officer:最高情報責任者)

経験者や中小企業診断士、ITコーディネーター等、

経営とITの両面に精通した専門家がサポートします

【費用】17,200円／人・日

※専門家に対する謝金の一部を、中小機構が負担します。

※専門家の派遣にかかる旅費は、中小機構が全額負担します。

お問い合わせ

中小機構九州本部 経営支援部 経営支援課

住所：福岡県福岡市博多区祇園町4番2号

サムティ博多祇園BLDG.2階

TEL：092-263-0300

HP：<http://www.smrj.go.jp/kyushu/>

協会けんぽの 加入者・事業主の皆さんへ

平成30年3月分(4月納付分)から 協会けんぽの保険料率が変わります

大分支部の保険料率は下記のとおり改定されます。

加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

平成30年2月分
(3月納付分)まで

10.17%

健康保険料率

平成30年3月分
(4月納付分)から

10.26%

平成30年2月分
(3月納付分)まで

1.65%

介護保険料率

平成30年3月分
(4月納付分)から

1.57%

※40歳から64歳までの方の(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変わります。

加入者の皆さん、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

通常総会終了後の事務手続きについて

組合は認可行政庁に対し、通常総会終了後2週間以内に決算関係書類、事業報告書、通常総会議事録を併せて「決算関係書類提出書」として提出することが義務付けられています。

総会で役員改選が行われた場合は、変更のあった日から2週間以内にその変更届も併せて提出することになります。
(役員の補充等、役員の一部に変更があった場合も届出が必要となります。)

また、代表理事就任後、2週間以内に法務局で代表理事の変更登記も必要となります。(同じ人が再選されても登記は必要となります。)

所管行政庁	□決算関係書類の提出 (※県所管の組合につきましては本会経由でご提出をお願いします。)	通常総会終了後2週間以内
	□役員変更届	役員変更のあった日から2週間以内
	□定款変更認可申請	総会後速やかに
法務局	□代表理事の変更登記	就任した日から2週間以内 (注)同一人が再選した場合も登記が必要です!!
	□その他登記事項についての変更登記 (※出資変更登記は事業年度末日から4週間以内)	変更のあった日から2週間以内

組合事務に必要な様式は、当会HPよりダウンロード可能です。ぜひご活用ください。

当会HP：<https://www.chuokai-oita.or.jp/> 「大分県中央会のご案内」→「各種様式集」



情報連絡員レポート

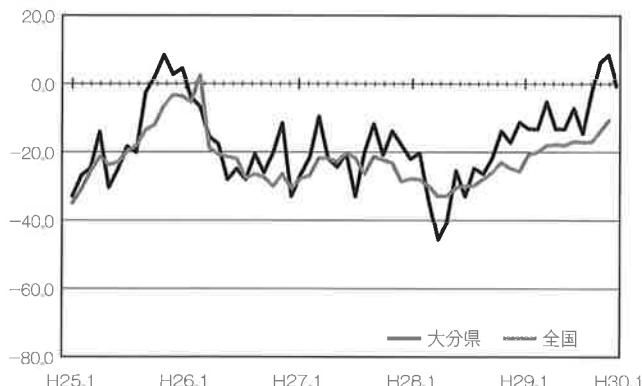
「雪や厳寒など天候の影響により悪化」

平成30年1月分

【1月の概況】

1月のDIは、9指標中5指標が悪化。主要3指標（景況、売上高、収益）に関しては、景況感DI値は、±0と前月の4に対し4ポイントの悪化、売上高DI値は、±0と前月の9に対し9ポイントの悪化、収益DI値は、マイナス2と前月の±0に対し2ポイントの悪化であった。1月は小売業、サービス業を中心に雪や厳寒など天候の影響を受けた組合が多く見られた。また、ほとんどの業界において慢性的な人手不足が見られた。

景況感DI値



※DI（ディフュージョン・インデックス）値とは景気の動きを捉えるための指標です。

計算方法 $[(\text{増加・好転組合数} - \text{減少・悪化組合数}) / \text{調査対象組合}] \times 100$

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備稼働度	雇用人数	業界の景況
製造業	食料品	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲
	織維工業	中立	悲	悲	悲	悲	悲	笑	悲	悲
	木材・木製品	中立	悲	悲	悲	中立	悲	悲	悲	悲
	印刷	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲
	窯業・土石製品	中立	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲
	鉄鋼・金属	中立	悲	悲	悲	悲	悲	笑	笑	悲
	一般機器	中立	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲
	輸送機器	中立	悲	悲	悲	悲	悲	悲	笑	悲
	その他	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲
非製造業	卸売業	悲	悲	悲	悲	悲	悲	—	悲	悲
	小売業	中立	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲
	商店街	中立	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲
	サービス業	悲	—	悲	悲	悲	悲	—	悲	悲
	建設業	中立	—	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲
	運輸業	中立	—	悲	悲	悲	悲	悲	悲	悲

好転		やや好転		変わらず		やや悪化		悪化	
----	--	------	--	------	--	------	--	----	--

業界情報

→食料品

- 近年は駅やデパート内のテナントの入れ替わりが激しく、県外から実績があり知名度の高い店舗が出店した場合に、しばらくそこに消費者が殺到し、落ち着くまでどうしても組合員企業の売上に影響が出るので、その繰り返しが続くのは厳しい。[菓子]

→繊維

- 売上高は横ばい傾向で依然として厳しい状況は続いているようと思われる。[アパレル]

→木材・木製品

- 販売の好調なところとそうでないところがある。製品ニーズに合わせた物作りが必要。雪のため丸太の入荷が減少している。[製材]

→印刷

- 昨年末より全体的に仕事の発注は少ない。[印刷]

→窯業・土石製品

- 年明けからの天候不順の影響で、仕事も出来ず引き合いも低調。[屋根]

- 1月の出荷量は、全県で71,753m³で前月比66.9%、前年同月比99.2%、前年累計比108.8%であった。4月から12月累計を地区別で見ると県下11地区のうち、比較的民需が堅調な都市部及び官公需が増加した郡部の7地区が前年を上回り、官公需の比率が高い郡部の4地区が各々1~3割近く前年を下回っている状況である。[生コンクリート(全県)]

- 1月の臼津地区的取扱い出荷量は、前年対比で66.95%であった。前々年対比では36.49%の出荷量となっている。平成29年に起きた津久見の災害が現状復帰できておらず、今後災害復旧工事等の出荷があると予測する。[生コンクリート(臼津)]

- 公共工事の不落が多く発生していることに加え、寒波と從業員のインフルエンザにより生産が低下し、売上高が「減少」、在庫数量が「増加」という組合員が多くなり、危惧している。その他、当業界にも担い手不足、公共工事の不調の影響が顕著になってきている。[コンクリート製品]

→鉄鋼・金属

- 今年中は仕事量は多い。ただ鋼材の入手難と遅れで忙しく、生産が進んでいない。また、現場作業員がたりない。[鉄鋼業]

- 半導体製造装置向け部品、FPD製造装置向け備品が引き続き好調な為、負荷が高い状態が続いている。人材確保が課題。

*FPD(フラットパネルディスプレイ)…平坦な板状のディスプレイのこと。[鉄鋼業]

→輸送機器

- 組合の親会社が今治造船と経営統合し、4月1日から参入する。今後の生産量が確保でき仕事量も増加し安定してくると思われる。[輸送機器製造]

→卸売業

- 1月の米の販売状況は、例年になく悪く、業界全体が先行き不安な状況である。玄米価格の上昇に伴い、スーパーの価格値上げに伴う販売の減少、業務用の盛りの減少、おにぎりの小型化による使用料の減少等により消費が落ちている。[農産物仲卸]

→小売業

- 日本茶葉の健康志向に注目が集まっている。[食料品]

- 1月はディスカウントストア出店の影響が続いている。加えて、雪の日が多く厳寒の日多かったので客数が大きく減少し、厳しい売上高であった。日用雑貨部門の組合員が撤退する

ので『売りつくし』を行った。[総合スーパー]

- 正月帰省客の販売期間が例年より少し長かった。中旬、下旬は寒い日もあり客足が途絶えた日もあったが月間を通して見ると伸びた。[土産品]

- 1月は天候等が悪く売上が低迷している。全国的にカキにノロウィルスの発生があり、当組合員にも行政処分が出た。[水産物]

→商店街

- 1月は寒い日が続き、降雪も溶けにくく客足は悪かった。宿泊施設に卸しの店舗は例年並み又はプラスの需要。商店街の新年会を行い、商店街周辺の施設が2年後に変わっていくことの説明とその対応に向けての意識つくりを確認。[由布市]

- 正月商戦は概ね良かった。後半に寒い日が多く客足に影響があった業種があった。[大分市]

- 1月に特別企画の発出しを2回実施したこと、消防法に基づく消防設備の拡充や改修の需要が増加したことにより売上が増加した。[竹田市]

- 昨年末からのクロネコヤマト、佐川急便の運賃値上げが響いている。3月からは郵便局も値上げとなりさらなるコスト上昇となる。地方産品の全国配送では個店がいよいよ大手に対抗できなくなってしまった。[別府市]

→サービス業

- 車検実績は前年比91.9%。1月は前年を大きく割り込む結果となった。鍛金については前年比98.1%。前年を下回ったが、入库数は半年の中でも一番大きくなっている。他地区協業は前年比マイナスから微増と地域により差が生じている。[自動車整備]

- 1月は、対前年比△10%くらいである。人員も不足し、石油製品の値上げもあり苦しい状況である。[クリーニング]

- 全般的に仕事量はあるが人手不足感が強くなっている。これから年度末に向けての納期設定をうまくコントロールしない間に合わないものがでできそうである。[広告]

- 1月は雪の為、交通機関の遅延と欠航等によるキャンセルが見られた。平年より悪いように思える。[旅行]

→建設業

- 景気上昇により、売上高・景況共に好転した。[電気工事]

- 前年同期と比べても工事受注件数など変化はないが、職人が不足していて工事を受注しても間に合わないのが現状である。[水処理]

- 特に変化はないが、人材不足で雇用募集するが期待できない。よって、工事受注が減少している。収益に変化はない。[管工事]

- 管内の公共工事について、受注状況は前年度に比べ減少(マイナス26%)となっている。[建設工事]

- 1月度については、例年に比べ休みの期間が長く、稼働日数が少なかったにも関わらず稼働率が高く、去年に行われた単価の改定により大幅な売上増となっている。また、コンチネンタルホテル、星野リゾートホテル、富士観ホテル等の観光ホテルの新築、大分駅周辺のマンション等新規着工工事も始まり、公共工事が減少していく年度末にかけて民間工事の増加が見られ、忙しい状態が続きそうである。地域別に見ると大分地区は件数横ばい、数量微減ながらも売上は20%程度の増、県北地区は50%程度の売上増、県西地区も50%程度の売上増、臼津地区は10%程度の売上減、県南地区は10%程度の売上増となっている。[コンクリートポンプ]

→運輸業

- 売上げ、収益とも前年同月比マイナス1%程度であり、低調であった。[タクシー]

要望事項

→窯業・土石製品

- 郡部での官公需予算の確保及び執行を強く要望する。[生コンクリート(全県)]

点と線

生産性の向上とパワハラについて

おおいたビジネスプラットフォーム
事業協同組合 理事長
社会保険労務士 工藤 和義 氏



今回は、働き方改革について、改めて考えてみたいと思います。長時間労働が健康を阻害し、悲惨な事故などを引き起こしていることから、労働時間を短縮しようという傾向が強くなっています。

また、労働力人口も減少へと転じていることから、労働総時間数も当然に減ることにより生産総額が減少し、国の成長が減速してしまうことが懸念されます。

だからこそ、AIをうまく活用し、人間の不足をロボット等機械に任せていけば生産性を維持できるのだ。という考えに至るのは当然だと思います。

1. 働き方改革というのは、効率を追求することか、人間性を追求することか

仕事へ熱意を持ち、懸命に取り組む社員が大事であるということに対して異論がある企業はないと思います。

仕事やクライアントに真摯に向き合い、「よりよきもの・よりよきこと」を提供していくからこそ、社会での存在意義があるのだと思います。

個人のスキルを最大限に活かし、個々を全体の目標に向かって「組織化」してその存在意義としての貢献を果たすということになるのでしょうか。

ここで、考えなければならないことは、組織の目的というものが時間短縮に伴う効率化になっているのではないかということです。

諸外国に比べて生産性が問題といわれることがありますが、ワークライフバランスから「より良き人生を」追求するために、仕事オンリーでは良くない。それは、良く働き、良く遊べ！という感覚でしょうか。

残業をさせない。そして効率化が図れた。その結果、仕事への熱意ややりがい、周囲との関わり、そしてプライベートの充実が図れた。ということになるのでしょうか。

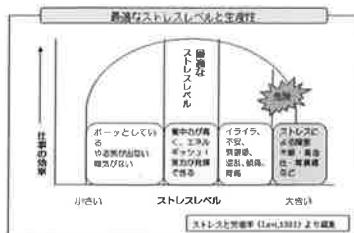
仕事の量が変わらない。そして、残業ができないことで労働時間を圧縮して行わなければならなくなると新たな不満や問題も出てきます。

働き方のあるアンケート調査によると

残業抑制と労働時間の削減を行った結果、デメリットとして挙げられたことの中に、「気持ちの余裕がなくなっている」「生産性が低下している」「持ち帰りの残業が増えた」などがある。

今、持ち帰りの残業を「ステルス残業※見えない残業」と呼んだり、「早く帰れ！」と仕事が終わっていなくとも強制的に退社させることなどが「ジタハラ※時短ハラスメント」と讀んだりしています。

自分のことで精一杯で、他人のことまで気が回らないというコミュニティの分断、そして、息つく暇もない機械のような業務処理、「効率化を」といわれることでのストレス。そして、生産性の低下へと。さらに「要領の悪いやつ」としてハラスメントを



感じることもあるようです。

逆に効率化が低下し、組織としての関わり方、そして組織としての存在意義が薄れ、孤立化を生み、「居場所が見えなくなる」のではないかと思います。

2. ホワイト企業認定を求める健康経営とは

厚生労働省の安全衛生部が行っている「安全衛生優良企業公表制度」というものがあります。これは、「当社はブラック企業ではないよ」という國のお墨付きというイメージで、若者採用へのアピールとして取得を目指す企業が増加しています。

内容としては、長時間労働がないか、有給休暇の取得率はどうかなどの項目で認定を行うというものです。

「健康」を考える上では、必要なことであり労働者にとっての働きやすさという点ではよいものであるといえます。

この場合に、ひとつ「働きがい」ということとの関係性が疑問となってきます。

前述のように「よりよきものを」「よりよきことを」提供し、自分自身の存在意義を、仕事を通じて社会に示すことで充実感を満たす「働きがい・やりがい」ということはどうなるのかということです。

長時間労働が減ることはよいことであると思いますが、その分、時間を抑制し、その中で更なる効率化を求めることが、精神的に充実感を生むような土壤になるのかということを考える必要があります。

勉強熱心な経営者の考え方からすると「長時間労働が減り、休日が増えるとリフレッシュができる。その分だけ、勉強や思考のための時間を割けるので能力アップと効率化につながる」という論理があります。

ただ、自分にとって勉強や思考のために時間が足らないと考える人材は、時間を作りながらでも、能力アップ含めての自己投資を行っています。

時間を作るために「残業をとにかくさせない」ということよりも、会社におけるキャリアプランなどを示しつつ、働き方や自己投資、ライフプランなども含めて従業員研修なども行なっていかなければ、「やりがい・働きがい」が見出せないということが起こるかも知れません。

3. 今後の若者が仕事に求めることは?

今の「働き方改革」が少し、落ち着いたら、若い労働者の感覚として、「残業が少ない」「有給がちゃんと取れる」というのは普通であるという認識になると思います。

そのような環境のもので、次に一番に求めることは何でしょうか？

労働条件が良くても、「頼りにされない・あてにされない」様な仕事を続けるよりは、「自分を一メンバーとして認めてもらえ、あてにされるような職場で自分の存在意義を求めたい」というのが主流になるかもしれません。

現に、大企業でその他大勢として働くよりは、「自分に何ができるか」「自分も組織の中で欠かせないメンバーとして」などを求めて、「就社」ではなく、「就職」を考える学生も出てきています。

人は、誰しも「認められたい」と言う気持ちが強くあるものですから。

健康を意識し、条件を整えていくことも大事ですが、一個人を尊重した「大事に扱い、頼りにする仲間」を受け入れる組織風土や体制が定着のためのポイントとなるのではないかと考えますが、いかがですか？

おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合

(略称: OBP) 概要

設立 ▼

平成14年10月8日

所在地 ▼

大分市高砂町2-50 OASISひろば21 3F

理事長 ▼

理事長: 工藤和義

(社会保険労務士法人ウインツ・社会保険労務士)

組合員 ▼

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、司法書士
計7名

連絡先 ▼

TEL&FAX: 097-549-3006

URL: <http://www.obp.or.jp/>

組合は、大分県内の社会保険労務士、司法書士、中小企業診断士、税理士、この4つの士業の専門家がグループ化というネットワークをつくり専門知識の相乗効果を發揮し、専門サービス業のワンストップ・サービス化をはかり、企業経営者への真たる支援者となり、かつ地域経済の活性化の一翼を担うことを期してつくられた協同組合です。

21世紀に入り複雑化・多様化する顧客ニーズ、溢れかえる情報、社会変革のスピードに対応していくため、個人事業の形態では対応が出来にくい時代となりました。そこで、私達は各分野の専門家集団として、情報を的確に判断し、迅速かつ総合的に皆様の事業を支援させていただきます。是非、当組合の組合員をご活用ください。

月間ベストセラー



2018年1月



漫画 君たちはどう生きるか

(吉野 源三郎/原作 羽賀 翔一/漫画・マガジンハウス)

1,404円

2 おらおらでひとりいぐも

(若竹 千佐子・河出書房新社) 1,296円

3 体幹リセットダイエット

(佐久間 健一・サンマーク出版) 1,080円

4 ブラタモリ 12 別府、神戸 奎美

(NHK番組制作班・KADOKAWA) 1,512円

5 不死身の特攻兵

(鴻上 尚史・講談社新書) 950円

大分県書店商業組合(晃星堂書店)調べ

下請代金支払遅延等防止法(下請法) クイズ

問題

次の親事業者の事例は、それぞれ下請法上問題があるものでしょうか。

①金属製品の加工を下請事業者に委託しているA社は、毎月末日納品
締切、翌月末日支払の支払制度を探っているところ、下請事業者から
の要請に応じて納期である10月5日より前の9月30日に納品を
受けた製品について、これを仮受領として受け取り、自社の検査を
終了した10月3日を受領日とし、11月30日に下請代金を支払った。

②産業用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているB社は、量産期間が終了し、
補給品として少量発注することとなったが、同じ部品を発注することから、単価の
見直しをせず、一方的に量産時の発注単価で発注した。

③貨物の運送を下請事業者に委託しているC社は、下請代金について手形期間が
150日の手形を交付して支払っている。

解答・解説

①下請法上問題がない(第4条第1項第2号:下請代金の支払遅延の禁止)

親事業者は、給付を受領した日から60日以内(受領日を参入する)で、かつ、できる限り短い期間内に支払期日を定めなければならず、その定めた支払期日に下請代金を支払わなければなりません。

事例①の場合、原則として納品された時点が受領日となります。下請事業者の要請に応じて納期前に納品を受けた物品について、これを仮受領として受け取り、検査を終了した時点で受領日とすることは差し支えありません。ただし、検査中に納期が到来した場合には納期が受領日となります。また、仮受領とせずに受領した場合にはその日が受領日となり、受領した日から起算して60日以内に下請代金を支払わなければなりません。

②下請法上問題がある(第4条第1項第5号:買いたたきの禁止)

親事業者は、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると「買いたたきの禁止」に違反します。

事例②のように、量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがあります。

したがって、親事業者は、実際の発注数量に基づいて下請事業者から見積りを取りなどして単価の見直しを行なう必要があります。

③下請法上問題がある(第4条第2項第2号:割引困難な手形の交付の禁止)

親事業者は、下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般的金融機関で割り引くことが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すると「割引困難な手形の交付の禁止」に違反します。「割引困難な手形」とは、一般的に、その業界の商慣行等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間(現在の運用では繊維業は90日、その他の業種は120日)を超える長期の手形と解されています。

このため、事例③のように150日の手形を交付することは、割引困難な手形の交付に該当するおそれがあります。

なお、平成28年12月14日に、中小企業庁及び公正取引委員会から関係事業者団体に対して、下請代金の支払手段について、①下請代金の支払はできる限り現金で、②手形等による場合は、割引料等を下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議する、③手形サイトは120日(繊維業においては90日)を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める、の3つの取組を進めることを要請しています。

【下請法の相談はこちら】 公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課 (電話 092-431-6032 <http://www.jftc.go.jp/>)



大分銀行
ビジネスオーナーローン

お借入金額 10万円~300万円	お借入期間 6ヶ月~7年
お借入金利 年5.8%・年9.8%・年13.8% <small>※お借入金利は保証会社の審査によって決まります。</small>	
担保・保証人 不要! お手續カンタン!	
<small>○お申込にあたっては当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望に叶いかねる場合もございますが、その場合、お断りする理由および内容についてはご回答できませんのでご了承ください。○店頭にお申出いただければご返済額を試算いたします。○本ローンはお一人につき1口のお借入とさせていただきます。○店頭に説明書をご用意しています。</small>	
<small>お申込条件等は店頭・フリーダイヤル・ホームページでご確認ください。 ●詳しくは窓口または下記へどうぞ フリーダイヤル 0120-849-060 平日9:00~20:00 ※祝日は除く 土日9:00~17:00</small>	
<small>収入と支出のバランスを大切にし、無理のない返済計画をたてましょう。</small>	



大分県中小企業組合事務局連絡協議会 **ご入会の勧め!**

大分県中小企業組合事務局連絡協議会(事務局連)では、
ただ今、会員を募集いたしております。事務局連は次のような活動をしています。

大分県中小企業組合事務局連絡協議会は、中小企業組合事務局の資質の向上と身分の安定を図り、中央会との連携を密にして、会員の指導及び育成並びに情報連絡を行い、中小企業組合の振興に寄与することを目的に、平成3年7月1日設立されました。現在、32組合の事務局を会員として、会員に有益な情報の提供や研修会、福利厚生事業等の事業を行っております。最近では、先進地視察研修として、九州大会、全国大会の参加(参加費用の一部助成)を、また、中小企業組合士協会との共催でボウリング大会を開催し、組合役職員及び組合士協会会員相互の親睦・交流を図っております。

事務局連は、組合事務局が元気を出して、活き活きと躍動できる環境づくりと、研修会等で習得した知識を組合実務に役立てる一助として、みなさまのお役に立ちたいと考えております。是非事務局連にご加入下さい!

〈お問い合わせ〉
大分県中小企業組合事務局連絡協議会(事務局連)
年会費: 12,000円
会長: 藤田敬治(大分県印刷工業組合 専務理事)
事務局: 大分県印刷工業組合内
大分市金池町3丁目1番64号
TEL 097-536-2320 FAX 097-536-2319

再生支援の流れ

第一次対応
(再生支援窓口)

専任の窓口専門家が常駐しています。
資料拝見の上、経営全般についてヒヤリングを行います。

抱える課題の抽出

各種アドバイス

- 経営の改革・改善全般の助言
- 事業再構築
- 金融調整
- 不採算事業等の早期処理

紹介

- 〈連携支援機関〉
- 商工会議所・商工会等
- 中小企業基盤整備機構
- 政府系金融機関

第二次対応
(個別支援チーム)

弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関等で構成される個別支援チームにより再生計画策定を支援します。

再生計画策定支援

計画策定後のフォローアップ。

支援内容によっては負担が発生する場合があります。

お問い合わせ先 **大分県中小企業再生支援協議会**

開設時間 / 月~金 8:30~17:00 (祝・祭日を除く)

〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館6F TEL (097) **540-6415**

中小企業のみなさまへ

「事業の再生」応援します!

ご相談は
できるだけお早めに!
ご相談は無料です。
秘密は厳守!

12 ■ COMPASS

2017年11月▶2018年3月 大分空港発着

**ティーウェイ航空で行く!
ソウル
AIR&HOTEL
2・3日間**

大人お1人様／2日間(2名様1室利用)
12,800円~40,000円

※燃料サーチャージは旅行代金に含まれています。※海外空港諸税(約2,800円)は別途必要です。



◆旅程表

日時	都市名	行程	食事
1 1 日 目	大分空港 仁川空港 ソウル市内	ティーウェイ航空298便にて空路、ソウル(仁川)へ 仁川空港着 入国手続き、税関検査後、各自にてホテルへ ホテル着	[朝一] [昼一] [夜一]
2 日 目	—	終日自由行動	[朝一] [昼一] [夜一]
2 3 日 目	ソウル市内 仁川空港 各空港	出発までフリータイム 各自にて空港へ ティーウェイ航空(297便)にて空路、大分へ。293便にて空路、福岡へ。 大分空港着/福岡空港着	[朝一] [昼一] [夜一]

※上記スケジュールは、現地事情、航空事情により変更になる場合があります。

■旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業第1549号 日本旅行業協会正会員
■大分営業所
TEL 097-536-0101
(総合旅行業務取扱管理者:三浦研二)

■県内営業所
TEL 097-533-1900
(総合旅行業務取扱管理者:河村和隆)

■お問い合わせお申しだし
株式会社 大分航空トラベル



中小企業者様の経営の安定化・活性化をサポートします!
けんしん中央会融資

お使いみち

- ①大分県中小企業団体中央会の会員組合並びに、
その組合員である中小企業者の方に必要な
運転資金 および 設備資金(当組合の旧債決済は不可)
- ②「経営革新」等の認定を受けた中央会の会員組合
並びに、その組合員である中小企業者の方への
補助金交付までのつなぎ資金

お申込みいただける方

- ①大分県内で事業を営む方
- ②協同組合等の中央会の会員組合
- ③上記②の組合員で、業歴3年以上かつ組合加入歴
1年以上の中小企業者
- ④大分県信用組合の組合員もしくは新規加入の方

ご融資額 500万円以内

ご融資期間・ご返済方法

- 手形貸付 1年内▶期日一括返済
- 証書貸付 7年内▶元金均等分割返済

ご融資利率

- | | |
|----------|---------|
| 融資期間1年末満 | 年 4.00% |
| 融資期間1年以上 | 年 4.50% |
| 融資期間3年以上 | 年 5.00% |
| 融資期間5年以上 | 年 6.00% |

※融資期間1年以上のご融資利率は、当組合が定める新長期
プライムレートを基準とした変動金利型を適用しますので、
市場金利の動向によっては、お借入期間中にご融資利率が
変動する場合があります。

連帯保証人

原則1名 個人事業者は専従者・配偶者も可
法人は代表者

担 保 不要

必要書類

- ①決算書・確定申告書
- ②その他

※詳しくはお問い合わせください。

審査の結果、ご希望にそえないこともありますのであらかじめご了承ください。

詳しくは、最寄りのけんしん窓口または

フリーダイヤル

0120-393-528
<http://www.oita-kenshin.co.jp>



街へ 暮らしへ 気持ちいっぱい
大分県信用組合

ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

安心

国の制度だから
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください **中退共** <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

ちゅうたいきょう
略称：中退共



平成30年4月から 新しい信用保証制度がスタートします！

「信用保証制度」とは、中小企業者・小規模事業者のみなさまが事業資金を借り入れるときに、全国の「信用保証協会」が公的な保証人になることにより資金調達を容易にし、資金繰りの円滑化を図ることを目的とした制度です。

ライフステージに応じてきめ細かくご支援します！

- 創業者の皆様が手元資金なしで保証割合100%で受けられる融資の限度額を**2倍**に拡充します（**1,000万円→2,000万円**）。
- 小規模事業者の皆様が保証割合100%で受けられる融資の限度額を**大幅**に拡充します（**1,250万円→2,000万円**）。
- 事業承継を受けた経営者の方が株式の取得等のために個人でも活用できる保証制度を創設します。



全国規模の危機時に迅速に対応します！

- リーマンショックや東日本大震災のような全国規模の危機時に、通常の一般保証とは「別枠」で、迅速に保証割合100%の融資を受けられる制度を創設します。



過度に信用保証に依存することなく、一層の経営改善や生産性向上を進めていくための仕組みを整備します！

- 信用保証のない「プロパー融資」と信用保証付き融資を経営の実態に応じて適切に組み合わせ、**信用保証協会と金融機関が連携して中小企業者の皆様を支援**します。
- 業績の悪化している業種を対象とした「セーフティネット保証5号」の保証割合を、**100%から80%に変更**※します（「別枠」は維持します）。



※平成30年3月31日以前に保証申込の受付がされた融資については4月1日以降も100%保証となります。

©光プロダクション



大分県信用保証協会は、これからも、
頑張る中小企業・小規模事業者の
みなさまを応援します！
どうぞお気軽にご相談ください！



大分県信用保証協会

大分市金池町3丁目1番64号（営業時間 9:00～17:15 ※土日祝除く）

保証部 保証一課 TEL: 097-532-8246 保証二課 TEL: 097-532-8247
経営支援課 TEL: 097-532-8296